

公立大学法人福知山公立大学第 2 期中期計画の策定について

1. 中期計画について

中期計画は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である福知山市から本法人に付与する目標を達成するために、法人が作成する計画である。具体的計画を定めることで、設立団体の関与を極力制限し、自ら定めた計画に従って、自主性・自律性をもって業務を実施するものとなっている。

第 1 期中期計画は、令和 3 年度に終了することから、令和 4 年度を開始時期とする 6 年間の第 2 期中期計画（令和 4 年度から令和 9 年度）を策定する必要がある。

第 2 期中期計画でも第 1 期中期計画と同様に、法人が達成すべき基本的な目標、教育研究上の基本組織、及び教育研究等、業務運営、財務内容などの個別の計画で構成し、目標を達成するための具体的な取組みを定める。

2. 策定作業における基本的な方針

- (1) 福知山公立大学将来計画を反映した計画とする
- (2) 次期認証評価に配慮した計画とする
- (3) 実行性のある計画とする

3. 策定スケジュールについて

中期計画策定に係る法定手続きとして、法人は設立団体（福知山市）の認可を受ける。

<第 2 期中期計画>

| | |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 令和 3 年 4 月 | 骨子策定 |
| 令和 3 年 7 月～9 月 | 素案作成 |
| 令和 3 年 9 月～10 月 | 最終案策定 |
| 令和 3 年 10 月 | 福知山市より中期計画の策定指示 |
| 令和 3 年 11 月 | 第 2 期中期計画案を法人会議に提出・審議 福知山市に第 2 期中期計画認可の申請 |
| 令和 3 年 12 月 | 公立大学法人福知山公立大学評価委員会に意見聴取（福知山市） ⇒福知山市長に意見書提出 |
| 令和 4 年 1 月（予定） | 第 2 期中期計画市長認可 |

<令和 4 年度年度計画：参考>

| | |
|------------------|-----------------------------------------------|
| 令和 3 年 11 月～12 月 | 中期計画最終案を基に年度計画案策定 |
| 令和 4 年 1 月～3 月 | 最終案策定 |
| 令和 4 年 3 月 | 令和 4 年度年度計画案を法人会議に提出・審議 福知山市に令和 4 年度年度計画提出 |

4. 達成度指標（数値目標・達成目標）について

令和3年度年度計画より一部項目で設定している達成度指標について、第2期中期計画においても検討する。

5. その他の検討事項

- ・収支計画及び資金計画（令和4年度から令和9年度の6年間）
※施設整備費の計画計上・検討を行う。